

清須市地域密着型サービス事業者選定基準

第1 目的

清須市は、保険者として住民に最適な介護サービスを提供するものであり、また、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基き、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業については、事業者の指定及び監督権限を有している。

このため、清須市は、公的介護施設等の整備要望について、地域の福祉資源の分布や高齢者の居住状況、その他事業の確実性など多角的な視点から検討や審査を行ない、長期的かつ安定的に運営される事業者を選定する必要があることから、清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年清須市条例第5号)に基づきその選定基準を定めるものである。

第2 選定の考え方

- 1 清須市介護保険事業計画に適合しているとともに、居宅事業及び入所系事業の場合であっても広く地域に開かれ、地域における高齢者のための福祉の推進拠点としての機能を発揮できる事業者を選定するものとする。
- 2 事業者の役員等が社会福祉に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人及び施設等運営が確実な事業者を選定するものとする。
- 3 選定に当たっては、事業者及びその他関係者から疑惑を招くことのないよう、公正・公平な事業者選定を行うものとする。

第3 選定の方法

- 1 公平を期するため、清須市地域密着型サービス事業者公募要項に基づいて、公募期間までに提出された公募指定申込書及び開設提案書(以下「応募書類」という。)を審査の対象とする。
- 2 公正で透明性を確保するため、第1次審査は担当課による書類審査、第2次審査は清須市審査委員会において、事業者による事業提案及び事業者への聴取り(以下「事業提案等」という。)により行うものとする。
- 3 各審査員は、応募書類、事業提案等の内容に基づいて、採点項目ごとに得点を付与することにより総合的に評価(以下「総合評価」という。)を行うものとする。

4 市長は、総合評価の結果、基準点の6割以上の合計点数を得た事業者の中から清須市地域密着型サービス運営委員会に諮ったうえ、事業者を選定するものとする。

なお、選定された事業者が辞退をした場合は、総合評価において6割以上の合計点数を得た事業者の中から選定することとし、その事業者が辞退した場合は、以下同じとする。

第4 審査の方法

1 審査は第1次審査、第2次審査に分けて行い、第1次審査の書類審査を経た事業者でなければ、第2次審査の対象としない。

なお、第1次審査の書類審査においては、次の事項等の確認を行うものとする。

- (1) 応募書類に不備がないこと。
- (2) 事業者が予定している事業が、清須市介護保険事業計画において、当該年度に整備される計画であること。
- (3) 法第78条の2第4項各号、法第115条の12第2項各号に該当しないこと。

2 第2次審査の事業提案等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 事業提案等は、原則として代表者（理事長又は代表取締役）、施設長（管理者）又はその予定者の出席を求めることとする。
- (2) 事業提案は、15分以内で行うものとする。
- (3) 聴取りは、事業提案終了後、必要に応じ適宜行うものとする。

第5 事業者への通知

市長は、事業者を選定した場合及び選定をしない場合についても選定結果通知書により、当該事業者に通知するものとする。

第6 事業者指定の申請

法第78条の2第1項又は法第115条の12第1項の規定による申請を行う事業者は、選定結果通知書を受け取った事業者に限るものとする。